## ひろぎんグループ※の役職員・退職者の皆さまへ

お申込期間：2026年７月１日（水）から2026年７月31日（金）まで
保 険 期 間：2026年９月14日午後４時から１年間

# 2026年度　ひろぎんホールディングス
# 新・団体医療保険のご案内

※以前は「セレクトサポート（医療型）」の愛称を使用していたものです。

（医療保険基本特約・疾病保険特約・がん診断保険金支払特約・先進医療等費用補償特約・
親孝行一時金支払特約・介護一時金支払特約・弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険）

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】
2025年10月１日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

## 新・団体医療保険のここがポイント！

- ひろぎんグループ専用プランで28.75%割引（団体割引25%、優良割引5%）の保険料！
- 疾病の補償に限定で低廉な保険料！（※1）
- 日帰り入院から補償！（※2）
- 先進医療に関する費用の補償もあって安心！
- 現役世代の上乗せ補償にも適した1年更新型契約！
- ご加入に際しては、医師の診査は不要！告知書による手続きのみ！（※3）
- 加入者限定の各種無料電話相談サービスがご利用可能！

簡単！

便利！

（※1）本プランでは、ケガによる事故は補償されません。
（※2）日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
（※3）WEBシステムでの加入依頼内容および告知内容により、ご加入をお断りする場合があります。

※対象会社
ひろぎんホールディングス、広島銀行、ひろぎんビジネスサービス、ひろぎんリートマネジメント、ひろぎんクレジットサービス、ひろぎん証券、ひろぎんリース、しまなみ債権回収、ひろぎんキャピタルパートナーズ、ひろぎんITソリューションズ、ひろぎんエリアデザイン、ひろぎんヒューマンリソース、信愛トータルサービス、広島アクションサービス、ひろしま信愛不動産、広島ベンチャーキャピタル、マイティネット、ひろぎんライフパートナーズ、ひろぎんナレッジスクエア

株式会社ひろぎんホールディングス　人事総務グループ

# もしもの場合の医療費負担に、安心の補償を提供します

## 基本補償プラン保険料早見表

保険期間：1年 団体割引25％適用、優良割引5％適用
重大手術保険金倍率変更特約および手術保険金倍率変更特約セット

| 補償内容 | 型名：A | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 1口 | 2口 | 3口 | 4口 | 5口 |
| 疾病入院保険金（1日につき） | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 | 12,000円 | 15,000円 |
| 疾病手術保険金 | 重 大 手 術：入院保険金日額の40倍<br>入院中の手術：入院保険金日額の20倍<br>外 来 の 手 術：入院保険金日額の5倍 | | | | |
| 疾病退院後通院保険金（1日につき） | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 | 8,000円 | 10,000円 |

| 満年齢 | 月払保険料 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 0～24歳 | 220円 | 440円 | 660円 | 880円 | 1,100円 |
| 25～29歳 | 310円 | 620円 | 930円 | 1,240円 | 1,550円 |
| 30～34歳 | 380円 | 760円 | 1,140円 | 1,520円 | 1,900円 |
| 35～39歳 | 420円 | 840円 | 1,260円 | 1,680円 | 2,100円 |
| 40～44歳 | 460円 | 920円 | 1,380円 | 1,840円 | 2,300円 |
| 45～49歳 | 590円 | 1,180円 | 1,770円 | 2,360円 | 2,950円 |
| 50～54歳 | 750円 | 1,500円 | 2,250円 | 3,000円 | 3,750円 |
| 55～59歳 | 1,160円 | 2,320円 | 3,480円 | 4,640円 | 5,800円 |
| 60～64歳 | 1,570円 | 3,140円 | 4,710円 | 6,280円 | 7,850円 |
| 65～69歳 | 2,320円 | 4,640円 | 6,960円 | 9,280円 | 11,600円 |
| 70～74歳 | 3,440円 | 6,880円 | 10,320円 | 13,760円 | 17,200円 |
| 75～79歳 | 4,640円 | 9,280円 | 13,920円 | 18,560円 | 23,200円 |

（注１）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）の満年齢によります。
（注２）ご契約は１年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
（注３）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注４）新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。親孝行一時金支払特約の被保険者は新規加入の場合、満40歳から84歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。
（注５）団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合には、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
（注６）本保険は介護医療保険料控除の対象になります。ただし、弁護士費用総合補償特約保険料を除きます。（2026年４月現在）

# オプション月払保険料早見表

| 特約名 | がん診断<br>保険金支払特約 | 先進医療等費用<br>補償特約 | がん診断<br>保険金支払特約<br>＋<br>先進医療等費用<br>補償特約 | | 親の介護費用<br>（親孝行一時金支払特約） | | | ご本人の介護費用<br>（介護一時金支払特約） | 弁護士費用<br>総合補償特約 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 型名 | G | S | GS | | O1 | O2 | O3 | K | B | |
| 保険金額 | 100万円 | 300万円 | がん診断<br>保険金 | 100万円 | 100万円 | 200万円 | 300万円 | 300万円 | 弁護士費用<br>（自己負担割合<br>10%） | 通算300万円<br>限度 |
| | | | 先進医療等<br>費用 | 300万円 | | | | | 法律相談・<br>書類作成<br>費用<br>（自己負担額<br>1,000円） | 通算10万円<br>限度 |

| 満年齢 | G：がん診断 | S：先進医療 | GS：がん診断<br>＋先進医療 | O：親介護<br>(※)親の年齢により保険料が異なります。 | | | K：本人介護 | B：弁護士 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0～24歳 | 70円 | 30円 | 100円 | | | | 20円 | 620円 |
| 25～29歳 | 70円 | 30円 | 100円 | | | | 20円 | 620円 |
| 30～34歳 | 140円 | 30円 | 170円 | | | | 20円 | 620円 |
| 35～39歳 | 200円 | 30円 | 230円 | | | | 20円 | 620円 |
| 40～44歳 | 270円 | 30円 | 300円 | 20円 | 30円 | 40円 | 50円 | 620円 |
| 45～49歳 | 530円 | 30円 | 560円 | 30円 | 60円 | 80円 | 120円 | 620円 |
| 50～54歳 | 850円 | 30円 | 880円 | 60円 | 110円 | 160円 | 240円 | 620円 |
| 55～59歳 | 1,180円 | 30円 | 1,210円 | 110円 | 210円 | 320円 | 490円 | 620円 |
| 60～64歳 | 1,570円 | 30円 | 1,600円 | 220円 | 440円 | 650円 | 980円 | 620円 |
| 65～69歳 | 2,360円 | 30円 | 2,390円 | 480円 | 950円 | 1,420円 | 1,680円 | 620円 |
| 70～74歳 | 2,880円 | 30円 | 2,910円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 3,570円 | 620円 |
| 75～79歳 | 3,340円 | 30円 | 3,370円 | 2,100円 | 4,200円 | 6,290円 | 7,480円 | 620円 |
| 80～84歳 | － | | | 4,220円 | 8,440円 | 12,660円 | － | |

対象となる親の年齢区分を選択してください。
（本人の年齢ではありません。）

上記保険料表にない年齢につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

## 保険契約者

株式会社 ひろぎんホールディングス

## 加入対象者

ひろぎんグループの役職員（ひろぎんグループ健康保険組合に加入している役職員）および退職者。

## 被保険者

下記表の〇印の方が被保険者としてご加入いただける方となります。
被保険者ご本人とは、「被保険者」欄に表示される方をいいます。

| | 上記加入対象者 | 上記加入対象者の | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ご本人 | 同居・別居を問わず | | | | 同居の親族<br>6親等内の血族<br>3親等内の姻族 |
| | | 配偶者 | お子さま | ご両親 | 兄弟・姉妹 | |
| 「被保険者」として<br>ご加入いただける方 | 〇 | | | | | |

※スタッフの方は雇用形態により、ご加入の範囲外となる場合がありますので「信愛トータルサービス」へご確認ください。

# ご存知ですか？　入院にかかる費用

治療費のほか、先進医療にかかる費用や入院時の諸雑費等の出費も発生します。

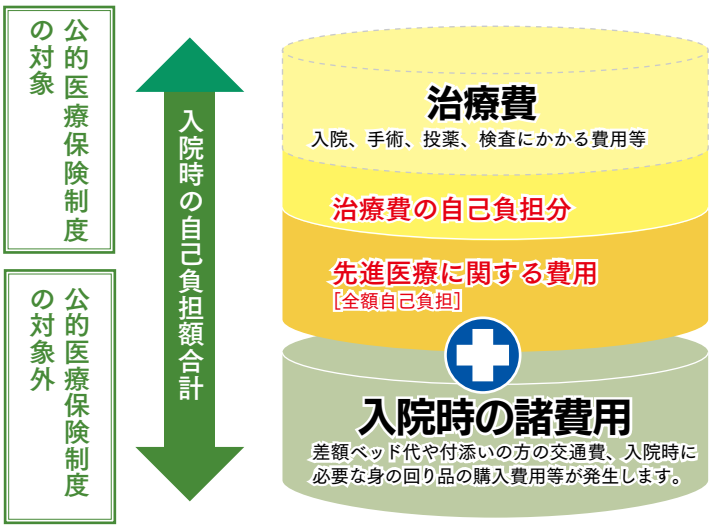


入院時の治療費や入院日数はどれぐらい？
「①データで見る治療費」へ

先進医療費用の補償は必要なの？
「②先進医療費用の負担に備える！」へ

## ①データで見る治療費

### 入院1日あたりの平均自己負担額は平均約20,700円！

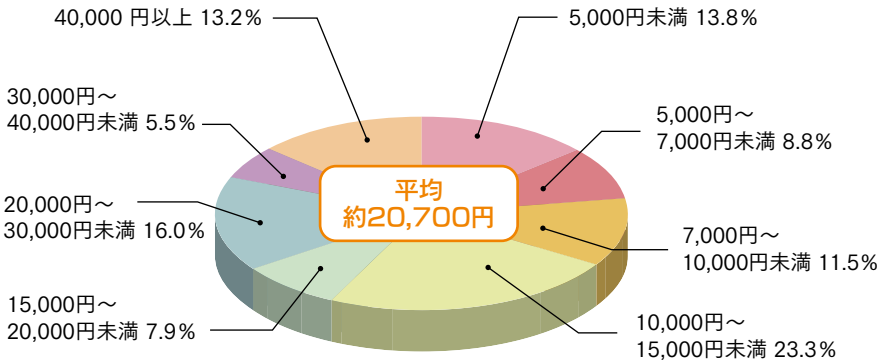


（注1）左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。（高額療養費制度(※)を利用した人、利用しなかった人（高額療養費制度の適用外など）も含みます。）

（※）高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品費などを含みます。

生命保険文化センター「2022（令和４）年度 生活保障に関する調査」

（注2）高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/100714a.pdf）

### 病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

1人あたりの平均入院日数は平均約28.4日！

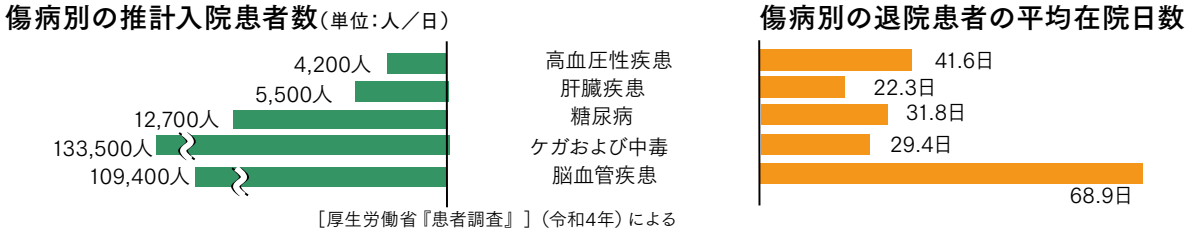


［厚生労働省『患者調査』］（令和4年）による

平均の負担額と入院日数によると・・・

**20,700円×28.4日= 約587,880円**

突然の高額出費で家計が大変なことに・・・。

**入院による突然の高額出費に備えた補償をご提供します！**

# ②先進医療費用の負担に備える！

## 最新の先進医療を受けたい…でも、高額な出費が不安…。

先進医療の「技術料」には公的医療保険が適用されないため、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）以外は、全額自己負担となります。そのため、先進医療の内容によっては、高額な医療費が必要となる場合もあります。

●年間実施件数の上位5つの先進医療の技術（2017年7月1日～2018年6月30日）

| 技術名 | 年間実施人数 | 一人あたり平均費用 |
|---|---|---|
| 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 | 33,868人 | 67万8,497円 |
| 陽子線治療 | 1,295人 | 269万7,657円 |
| MPI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法 | 821人 | 10万7,660円 |
| 重粒子線治療 | 720人 | 308万9,343円 |
| ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法） | 375人 | 2万9,608円 |

出典：厚生労働省「第81回先進医療会議」資料（2019年12月5日）

「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
・治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、お支払いの対象になりません。
・本表掲載の先進医療の技術は2026年4月現在該当する内容です。

**高額になりがちな先進医療に関する費用も補償します！**

# ご存知ですか？ がんのこと

## がんの発症はとても身近なリスクです！

日本人のおよそ**2人に1人**、**現役世代ではおよそ10人に1人**が、がんを発症しています。

がんの生涯発症率

| | ～39歳 | ～49歳 | ～59歳 | ～69歳 | ～79歳 | 生涯 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 1.1% | 2.5% | 7.4% | 20.5% | 40.6% | 61.9% |
| 女性 | 1.8% | 5.2% | 10.6% | 18.5% | 29.0% | 46.5% |

出典:公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'18」（2018年度）

なんと!

**男性の1.6人に1人、女性の2.2人に1人が一生のうちに「がん」を発症 !!**

## 早期発見でがんは治る時代！

がんを発症後、半数以上の方が5年を超えて生存されています。

がんの5年生存率

| |
|---|
| 62.1％ |

出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'18」（2018年度）

がん治療の自己負担額

| 傷病名 | 平均医療費（入院） | 自己負担額（平均医療費の3割） |
|---|---|---|
| 肺がん | 770,772円 | 約23.1万円 |
| 胃がん | 688,298円 | 約20.6万円 |
| 結腸がん | 661,194円 | 約19.8万円 |

出典：厚生労働省「2019年度医療給付実態調査」

**ただし、抗がん剤治療や経過観察が長期にわたることも多く、継続的な出費への備えが必要です。**

**がんと診断確定された場合、一時金をお支払いします！**

# 親の介護費用（親孝行一時金支払特約）・ご本人の介護費用（介護一時金支払特約）

| | |
|---|---|
| **親の介護費用<br>（親孝行一時金支払特約）** | ・ご本人の親が公的介護保険制度において要介護２から５のいずれかに該当すると認定され、その状態が90日を超えて継続した場合に、被保険者へ親孝行一時金をお支払いします。<br>・補償対象になれる親：ご本人の親かつ満年齢が40歳以上84歳以下（満89歳まで継続できます。）<br>※保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。 【保険金額】100万円・200万円・300万円 |
| **ご本人の介護費用<br>（介護一時金支払特約）** | 被保険者本人が病気・ケガにより損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり所定の期間を超えて継続した場合または、公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けた場合に、介護一時金をお支払いします。 【保険金額】300万円<br>※保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。<br>（注）損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。 |

## 要介護別の身体状態の目安

### 要介護2

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

**在宅サービスの利用例（一部）**

・週３回の訪問介護
・週１回の訪問看護
・週３回の通所系サービス　　など

### 要介護3

食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。

**在宅サービスの利用例（一部）**

・週２回の訪問介護
・週１回の訪問看護
・週３回の通所系サービス
・毎日1回、夜間の巡回型訪問介護
など

| | | 身体の状態（例） |
|---|---|---|
| 要支援 | 1 | 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態<br>食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。 |
| | 2 | 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態<br>食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。問題行動や理解の低下が見られることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。 |
| 要介護 | 1 | |
| | 2 | 軽度の介護を必要とする状態<br>食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。 |
| | 3 | 中等度の介護を必要とする状態<br>食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。 |
| | 4 | 重度の介護を必要とする状態<br>食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。 |
| | 5 | 最重度の介護を必要とする状態<br>食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。 |

要介護2から5までが補償範囲

＊出典：生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2012年8月作成）

# 【ご参考】介護ニーズに関するアンケート結果

## ●要介護状態になった場合の費用

要介護状態になった場合には、介護料金はもちろん、様々な費用が発生します。一時的な支出の平均は91万円です。

【介護費用（一時的な費用の合計）】

| | |
|---|---|
| 掛かった費用はない | 17.3％ |
| 15万円未満 | 13.9％ |
| 15～25万円未満 | 8.3％ |
| 25～50万円未満 | 7.7％ |
| 50～100万円未満 | 9.0％ |
| 100～150万円未満 | 7.9％ |
| 150～200万円未満 | 1.9％ |
| 200万以上 | 7.1％ |
| 不明 | 26.8％ |
| **平均** | **80万円** |

【介護費用（月額）】

| | |
|---|---|
| 掛かった費用はない | 5.2％ |
| 1万円未満 | 4.9％ |
| 1～2.5万円未満 | 15.1％ |
| 2.5～5万円未満 | 10.2％ |
| 5～7.5万円未満 | 13.8％ |
| 7.5～10万円未満 | 7.1％ |
| 10～12.5万円未満 | 9.8％ |
| 12.5～15万円未満 | 3.4％ |
| 15万以上 | 16.4％ |
| 不明 | 14.1％ |
| **平均** | **7.9万円** |

＊出典：生命保険文化センター「2015年度　生命保険に関する全国実態調査」

## ●要介護認定者数の内訳

日本における要介護（要支援）状態と認定された人数は、約663万人。要介護「2」以上の割合が53.6％と過半数を占めています。

| | 要支援１ | 要支援２ | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ | （単位：千名）総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ６５歳未満 | 14 | 24 | 27 | 34 | 22 | 18 | 19 | 158 |
| ６５～７５歳未満 | 54 | 119 | 141 | 133 | 90 | 78 | 69 | 684 |
| ７５歳以上 | 845 | 773 | 1,158 | 984 | 766 | 723 | 540 | 5,792 |
| 合計 | 913 | 916 | 1,326 | **1,151** | 878 | 819 | 628 | 6,634 |
| | 13.9% | 13.6% | 18.9% | **17.6%** | 13.1% | 12.3% | 10.6% | 100.0% |

＊出典：国民健康保険中央会　2018年度介護保険統計

## ●介護ニーズの高まり

少子高齢化に拍車がかかっている現況から、「介護」に関する不安も膨らみつつあります。「自分の介護に対する不安」だけでなく「親などを介護する場合の不安」についても高い水準にあります。また、不安の内容別では、介護に対する「肉体的・精神的負担」「経済的負担」などがうかがえます。

【親などを介護する場合の不安の有無】

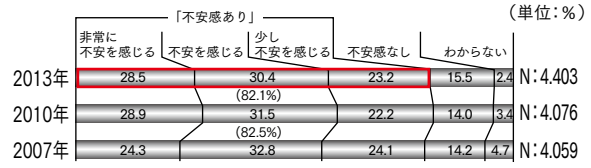


【自分の介護に対する不安の有無】

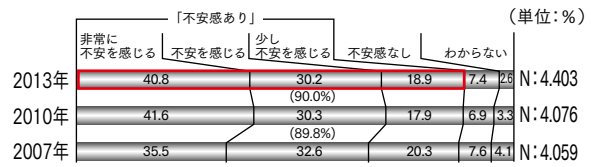


【親などを介護する場合の不安の内容】

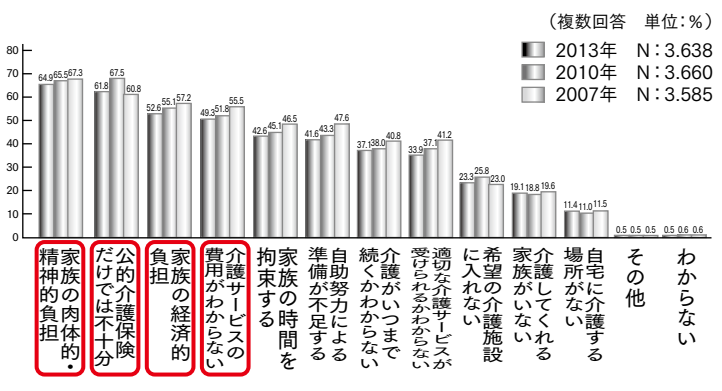


＊出典：生命保険文化センター「生活保障に関する調査（2013年速報版）」

# あなたの日常にも潜んでいます！
# 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

## こどものいじめ

### いじめを認知した学校数の割合

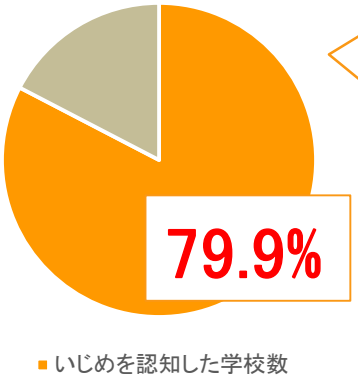


全学校数のうち**約８割**がいじめを認知しています！また、１校当たりの認知件数は**16.8件**に上ります！

出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

**こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった**

相手方の対応が悪く、誠実な対応をしてくれない

相手の親とうまく話せるか不安…

## ストーカー被害

### ストーカー事案の相談等

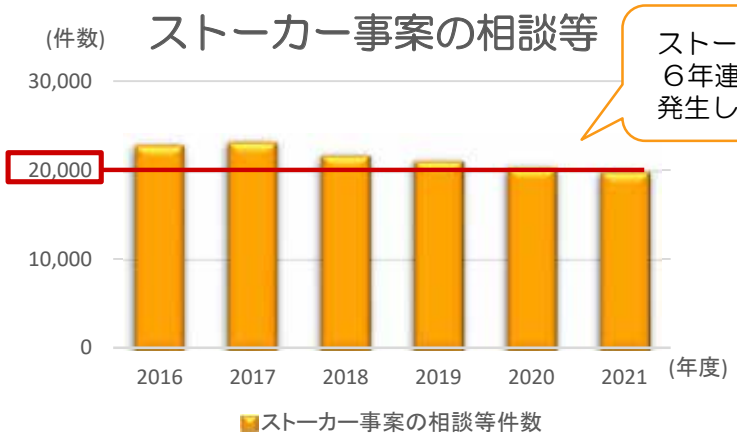


ストーカー事案は６年連続約2万件発生しています。

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

**昔の交際相手からストーカー行為をされている**

自分だけで相手を前にして話すのはこわい…

どうしたらいいかわからずパニックになってしまいそう

もし私たちのちからになってくれるものがあったら・・・

## 他にも…

- SNSによる誹謗中傷
- インターネット通販詐欺
- 通り魔被害
- 痴漢被害

など

## さまざまなトラブルが潜む中…
## 法的トラブルについてはこのような声があります

### Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

**「ある」と答えた方　約6.5人に1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
（注）「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも･･･**

### Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

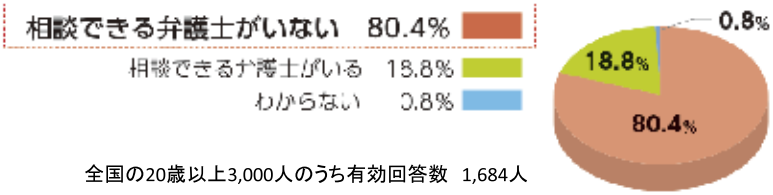


全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数　1,684人

### Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

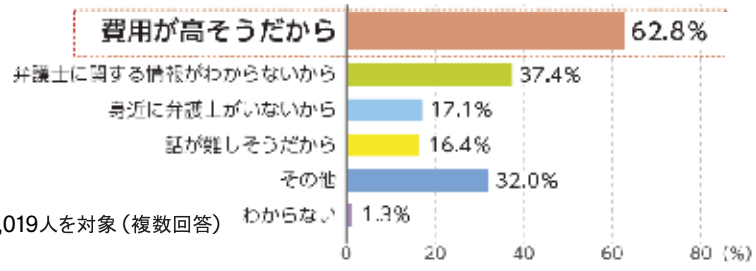


弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）

## みなさまの声にお応えして、

**弁護のちから**は

**あなたのちから**になります！

# 弁護士費用補償

## “弁護のちから”が支える5つのトラブル

**次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。**

トラブルの当事者

**次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。**

### ①人格権侵害(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

### ②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

### ③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

トラブルの当事者

**次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

### ④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

### ⑤離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

**✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。**

- **自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル**
- **医療ミスによる被害事故に関するトラブル**
- **騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル**
- **借金の利息の過払金請求に関するトラブル**
- **顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル　など**

(※1)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
(※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

# 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

## ① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
（保険期間1年間につき）
通算 300 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 ×（100%－ 自己負担割合 10%）

## ② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
（保険期間1年間につき）
通算 10 万円 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 － 自己負担額（免責金額） 1,000円

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

### お支払い事例①（人格権侵害に関するトラブル）

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円
➡ 弁護士費用保険金のお支払い額
40万円×（100%－10%（自己負担割合））＝36万円

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円
➡ 法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 － 1,000円（自己負担額）＝ 9,000円

**合計 36万9,000円をお支払い**

### お支払い事例②（被害事故に関するトラブル）

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 50万円
着手金 15万円、報酬金 35万円
➡ 弁護士費用保険金のお支払い額
50万円×（100%－10%（自己負担割合））＝45万円

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円
➡ 法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 － 1,000円（自己負担額）＝ 9,000円

**合計 45万9,000円をお支払い**

**金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。**

### ★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

### ★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

（注1） 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注2） ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3） ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4） 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5） 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120－727－110

（注）保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

## 弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われたときに一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】

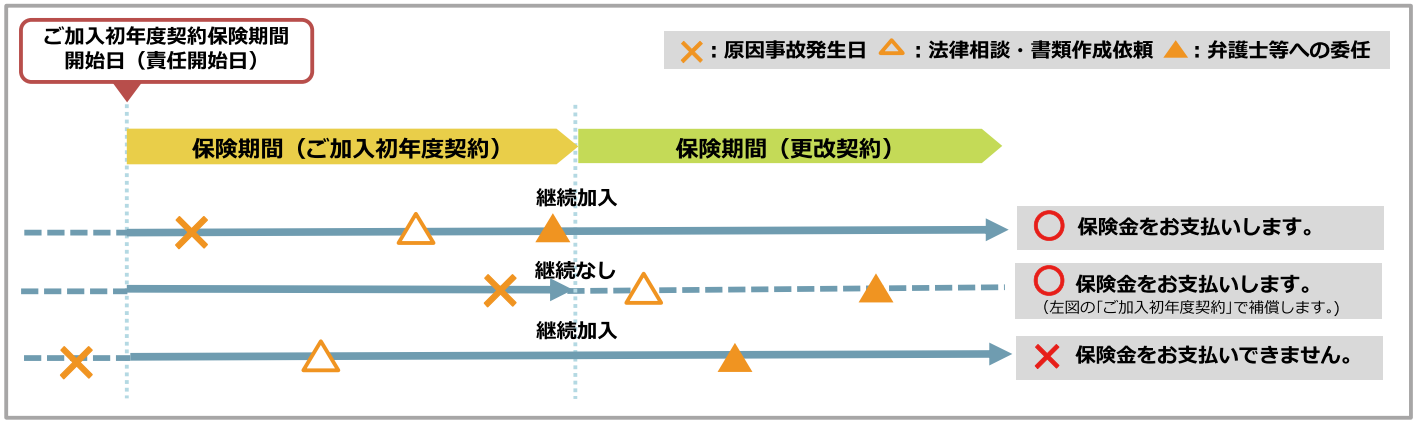


【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】

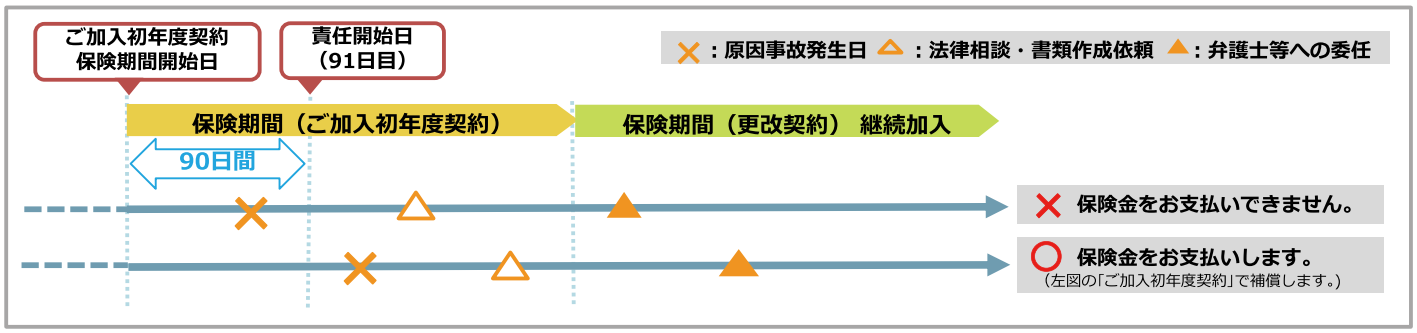


（注）「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入者限定
電話相談
サービス

# SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内！

**SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。**

## ＜サービスメニュー＞

### メディカル&関連サポートサービス

- ●健康・医療相談サービス
- ●介護関連相談サービス
- ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- ●医療機関情報提供サービス
- ●専門医相談サービス（予約制）
- ●法律・税務・年金相談サービス（予約制）

  一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

### メンタルヘルスサービス

- ●メンタルヘルス相談サービス
- ●メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

（注１）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注２）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注３）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注４）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注５）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
（注６）１回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
（注７）応対者の指名はできません。
（注８）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
（注９）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。

# 認知症サポート SOMPO笑顔倶楽部 のご案内

以下の保険の被保険者さま（加入者さま）、対象者さまとそのご家族の方がご利用いただけます。

- 親介護費用補償特約セット団体総合保険「親子のちから」
- 親孝行一時金支払特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約、認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）のいずれかがセットされた団体総合保険（新・団体医療保険）
- 介護休業および復職支援特約がセットされた団体長期障害所得補償保険

（注）サービス利用時点でご契約がある場合にかぎります。

## SOMPO笑顔倶楽部は認知機能低下予防からケアまで、幅広い情報を網羅したプラットフォーム（WEBサービス）です。

### 知る

基礎知識から認知機能低下の予防に向けた活動まで、充実した情報を提供します。

例
- 認知症の基礎知識
- 認知症の最新情報
- 専門家コラム など

### チェックする

認知機能チェックツールの提供により、認知機能低下の早期発見に寄与します。結果データを蓄積し、経年での変化を追うことが可能です。

### ケアする

介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア（介護事業）をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。

### 予防する

パートナー企業と連携し、認知機能低下の早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、幅広いサービスを選択いただけます。

### 支える

家族会員としてご家族にもご登録いただくことで、周りの方々へサポート機能を提供します。

（注）一部有償のサービスがあります。

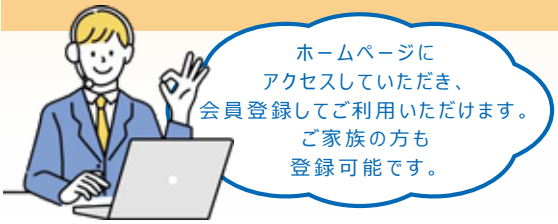


**詳細はこちら**
https://www.sompo-egaoclub.com

# SOMPO笑顔倶楽部で、いつでも認知機能をチェック

楽しみながら合計10個の問題に答えるだけで、
自身の認知機能スコアが確認できます。
**定期的なチェックは、認知機能低下の**
**早期発見と早期の予防活動に繋がります。**

**例１**

物を覚えて
短期記憶を
チェック

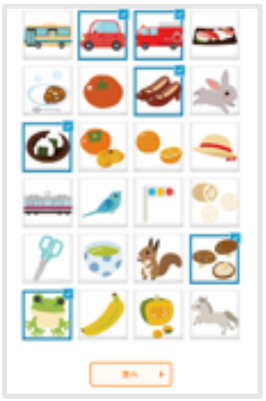

**例２**

重なる絵を
答えて
判断力を
チェック

## 結果をスコアとレーダーチャートで表示

**今すぐ無料で体験**

https://www.sompo-egaoclub.com/free-cognizance-check/index?utm_source=sj&utm_medium=flyer&utm_campaign=oyakonotikara2020

（注１）会員登録には証券番号が必要になります。
（注２）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合や、サービスをご利用いただけない場合があります。
（注３）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスを、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
（注４）写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。
（注５）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注６）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
（注７）こちらは概要のご案内となりますので、ご加入の保険の詳しい内容につきましてはご加入にあたり配布された「パンフレット」等をご覧ください。

会員登録不要で上記サービスを無料でご利用いただけます。※
詳細は以下をご確認ください。
https://www.sompo-egaoclub.com/

SOMPO笑顔倶楽部　検索

※契約付帯サービスであるSOMPO笑顔倶楽部の一部機能がすべてのお客さまにご利用いただけるようになりました。
サイト内に掲載しているサービスの一部には有償のものがあります。
※「SOMPO笑顔倶楽部」は、2027年3月31日をもちまして、サービスを終了させていただくこととなりました。
ご加入の契約の保険始期によっては、保険期間中にサービスが終了します。

# 基本補償プランの補償の概要

保険金のお支払方法等、重要な事項は、18ページ「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 疾病補償

| 保険金の種類 | 保険金のお支払概要 |
|---|---|
| 疾病入院 | ○日帰り入院から入院保険金日額をお支払いします。(1日につき)<br>○1回の入院で180日までお支払いします。<br>○ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償 |
| 疾病手術 | ○病院または診療所において手術を受けたときにお支払いします。(一部の軽微な手術は対象外)<br>○＜重大手術の場合＞<br>入院保険金日額の40倍<br>＜重大手術以外の場合＞<br>入院中の手術：入院保険金日額の20倍／外来の手術：入院保険金日額の5倍 |
| 疾病退院後通院 | ○継続して4日を超えて入院され、退院後に通院されたとき、30日を限度に通院保険金日額をお支払いします。(1日につき) |

(注) 本プランでは、ケガによる入院・手術・通院は補償されません。
その他のオプションについては20ページ以降をご参照ください。

# 無効の規定について

ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までに「がん」と診断確定された場合には無効(ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となり、保険金はお支払いできません。(※)

(※) ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて５年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

(注) ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

# 告知の大切さについてのご説明

**○告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご入力ください。**
**（注1）口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。**
**（注2）申込人ご本人以外のご家族の方が加入される場合、加入されるご家族に代わって、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご入力いただくことができます。**

**○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。**
**（注3）「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。**

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約、弁護士費用総合補償特約等をセットしたものです。

■保険契約者：株式会社ひろぎんホールディングス

■保険期間：2026年9月14日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2026年7月31日(金)

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：ひろぎんグループの役職員(ひろぎんグループ健康保険組合に加入している役職員)および退職者

●被保険者：加入対象者ご本人またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。親孝行一時金支払特約の被保険者は新規加入の場合、満40歳から84歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。弁護士費用補償に加入される場合は未成年者を除きます。

●お支払方法：2026年11月分給与から毎月控除となります。(12回払）※退職者、スタッフの方は口座振替（12回払）となります。

●お手続き方法：下表のとおりWEBシステムを通じてご加入手続きをお願いします。
なお紙の加入依頼書によってお手続きいただくことも可能です。その場合は信愛トータルサービス株式会社までご連絡ください（TEL 082-232-1270)。

| ご加入対象者 | | お手続き方法 |
|---|---|---|
| 新規加入者の皆さま | | WEBシステムでご加入プランや告知事項などを入力して手続きをお願いします。 |
| 既加入者の皆さま | 前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合 | WEBシステムでの手続きは不要です。<br>(自動更改方式) |
| | ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 | WEBシステムでご加入プランの変更入力など手続きをお願いします。<br>なお保険金額の増額や補償の拡大がある場合告知書の入力が必要となります。 |
| | 継続加入を行わない場合 | WEBシステムで脱退手続きをお願いします。 |

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は毎月受付をしております。お手続きの方法によって締切等が異なりますので下表をご確認ください。

| | Web | 紙帳票 |
|---|---|---|
| 締切 | N月14日 | |
| 補償開始日 | N+1月14日 | N月14日 |
| 満期日 | 2027年9月14日午後4時まで | |

●中途脱退：現在ご加入の契約の途中で脱退（解約）される場合は、信愛トータルサービス株式会社までご連絡ください。

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合には、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

<table>
<tr><th colspan="2">保険金の種類</th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病</td><td>疾病入院保険金</td><td>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。<br>疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数</td><td rowspan="2">①故意または重大な過失<br>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br>⑥傷害<br>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。<br>⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの<br>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害　など<br>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。<br>（※2）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。<br>（※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</td></tr>
<tr><td>疾病手術保険金</td><td>以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。<br>（1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。<br>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<br>②先進医療に該当する手術(※2)<br>③放射線治療に該当する診療行為<br>手術（重大手術(※3)以外）<br>＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20（倍）<br>＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍）<br>重大手術(※3)<br>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40（倍）<br>（注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。<br>（※1）以下の手術は対象となりません。<br>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）　など<br>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。<br>（※3）重大手術とは以下の手術をいいます。<br>①開頭手術（穿頭術を含みます。）<br>②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。）<br>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術<br>④四肢切断術（手指・足指を除きます。）<br>⑤脊髄（せきずい）腫瘍出術<br>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。<br>（2）骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。<br>（※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。<br>（※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。<br>（※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。<br>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。<br>（1）時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。<br>（2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。<br>（※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診察報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。<br>（※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。<br>（3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。<br>（4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</td></tr>
</table>

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|
| 疾病 | 疾病退院後通院保険金 | 保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。<br>疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数 | （前ページと同じです。） |

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

## 【その他特約】

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|
| 先進医療等費用保険金（注） | 保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等（※1）を受けたことにより負担した先進医療（※2）の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。<br>（※1）先進医療および臓器移植術をいいます。<br>（※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。<br>（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html） | ①故意または重大な過失<br>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br>⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの<br>⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br>⑦地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑧妊娠、出産<br>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５ｍを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行つている間の事故<br>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故　など |
| 介護一時金 | 保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。<br>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1）<br>②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合<br>（※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。<br>（※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 | ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br>⑥先天性異常<br>⑦地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの　など |
| 親孝行一時金 | 被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が保険期間中に公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護２から５のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日（公的介護保険制度に基づいて申請を行った日）からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは１回かぎりとなります。<br>（注1）本特約の被保険者（親）の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上84歳以下（継続加入は89歳以下）の方となります。<br>（注2）保険金支払条件変更特約（親孝行一時金用）がセットされています。 | ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br>⑥先天性異常<br>⑦地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの　など |

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 【その他特約】

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定された場合等に保険金をお支払いします。

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|
| がん | がん<br>診断保険金 | 保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。<br>なお、２回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて２年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて２年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。 | ①故意または重大な過失<br>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）<br>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性<br>④上記以外の放射線照射または放射能汚染<br>⑤がん以外での入院、手術、通院など |

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額　②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

## 弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|
| 弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象） | 弁護士費用(注)<br>法律相談・書類作成費用保険金 ＋ 弁護士費用保険金 | 被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下１から５までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。<br>**1 被害事故に関するトラブル**<br>ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。<br>**2 借地または借家に関するトラブル**<br>賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。<br>**3 離婚調停に関するトラブル**<br>被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。<br>（注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。<br>（注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。<br>**4 遺産分割調停に関するトラブル**<br>被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。<br>（注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。<br>**5 人格権侵害に関するトラブル**<br>不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。<br>（注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。<br>（次ページに続きます。） | **【全トラブルに共通の事由】**<br>①故意、重大な過失または契約違反<br>②自殺行為(※1)、犯罪行為または闘争行為<br>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用<br>④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※2)を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>⑤地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑥国または公共団体の強制執行または即時強制<br>⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。<br>⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル<br>⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由<br>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。<br>⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。　など<br>(※1) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。<br>(※2)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 |

# 弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）（続き）

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|
| 弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）<br>弁護士費用(注)<br>法律相談・書類作成費用保険金 ＋ 弁護士費用保険金 | 保険金種類／お支払いする保険金の額<br>**弁護士費用保険金**：弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。<br>弁護士費用保険金の額 ＝ 損害の額 × 100％－自己負担割合10％<br>**法律相談・書類作成費用保険金**：弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※４）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。<br>法律相談・書類作成費用保険金の額 ＝ 損害の額－自己負担額 1,000円 | 【各トラブル固有の事由】<br>前記1に該当する場合<br>⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル<br>⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防<br>⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等<br>⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示<br>⑯身体の美容または整形<br>前記1・2・5に該当する場合<br>⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由<br>前記1・5に該当する場合<br>⑱環境汚染<br>⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由<br>⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等<br>㉑電磁波障害<br>前記3に該当する場合<br>㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル<br>など |

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額
②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額
（※1）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。
（※2）詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。
（※3）遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
（※4）同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われたときに一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

（注）補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

| セットされる条件 | 補償対象外とする疾病・症状 | 補償対象外期間 |
|---|---|---|
| 特定疾病等対象外の条件 | 該当する疾病群に属するすべての疾病<br>（注）例えばＡ群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃･腸の疾病はすべて補償対象外となります。 | 全保険期間（継続契約においても原則として同様です。） |

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

| 疾病群 | 補償対象外とする疾病・症状 |
|---|---|
| Ａ群　胃・腸の疾病 | 炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎　など |
| Ｂ群　肝臓・胆のう・すい臓の疾病 | 肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎　など |
| Ｃ群　腎臓・泌尿器の疾病 | 慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石　など |
| Ｄ群　気管支・肺の疾病 | 結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸　など |
| Ｅ群　脳血管・循環器関係の疾病 | 脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤　など |
| Ｆ群　腰・脊椎の疾病 | 骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症　など |
| Ｈ群　眼の疾病 | 白内障、緑内障、網膜炎、網膜症　など |
| Ｉ群　ご婦人の疾病 | 子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血　など |

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

# 用語のご説明

<table>
<tr><th>用語</th><th>用語の定義</th></tr>
<tr><td>原因事故</td><td>トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。<br>原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。
<table>
<tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr>
<tr><td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr>
<tr><td>2.借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）</td></tr>
<tr><td>3.離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意志を伝えられた時</td></tr>
<tr><td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr>
<tr><td>5.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>財物</td><td>有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。</td></tr>
<tr><td>財物の損壊</td><td>財物の滅失、汚損または損傷をいいます。</td></tr>
<tr><td>調停等</td><td>調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。</td></tr>
<tr><td>被保険者の未成年の子</td><td>被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。</td></tr>
<tr><td>弁護士等</td><td>弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第１号から第３号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。</td></tr>
<tr><td>保険金請求権者</td><td>弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。</td></tr>
<tr><td>親族</td><td>６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。</td></tr>
<tr><td>未婚</td><td>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</td></tr>
<tr><td>免責金額</td><td>支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</td></tr>
<tr><td>がん</td><td>「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</td></tr>
<tr><td>がんと診断<br>確定された時</td><td>医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。<br>（※）被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。</td></tr>
<tr><td>疾病【病気】</td><td>傷害以外の身体の障害をいいます。</td></tr>
<tr><td>傷害【ケガ】</td><td>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。<br>・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。<br>・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。<br>・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。<br>（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</td></tr>
<tr><td>通院</td><td>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</td></tr>
<tr><td>通院責任期間【疾病】</td><td>1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。</td></tr>
<tr><td>入院</td><td>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。</td></tr>
<tr><td>1回の入院【疾病】</td><td>入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。</td></tr>
<tr><td>先進医療</td><td>病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）</td></tr>
<tr><td>放射線治療</td><td>次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。<br>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。<br>②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為<br>（※）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</td></tr>
<tr><td>治療</td><td>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。</td></tr>
<tr><td>乳房再建術【がん】</td><td>がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。<br>（※）皮膚弁　皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。</td></tr>
</table>

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

**1. クーリングオフ**

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

**2. ご加入時における注意事項（告知義務等）**

●ご加入の際は、WEBシステムでの入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●WEBシステムで入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者(※1)には、告知事項(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※1）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
（※2）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBシステムの入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※)の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など
●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

**【疾病保険特約】**

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
（注1）特別な条件付き（特定疾病等対象外特約セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
（注2）がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

**【がん診断保険金支払特約】**

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん診断保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて５年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
（注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
（注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（特定疾病等対象外特約をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

**【弁護士費用総合補償特約】**

●ご加入初年度の保険期間の開始時より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

**3. ご加入後における留意事項**

●WEBシステムに入力された住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

**＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞**

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

**＜重大事由による解除等＞**

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

**4. 責任開始期**

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。中途加入の場合の保険責任（補償）開始日については、18ページをご確認ください。
がん診断保険金支払特約、親孝行一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

**【弁護士費用総合補償特約】**

●離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

**5. 事故がおきた場合の取扱い**

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|---|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 疾病状況報告書、傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類　など |
| ③ | 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合<br>死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など<br>②弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合<br>弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類　など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 売買契約書（写）、保証書　など |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書　など |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書(※)、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など |
| ⑦ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など |

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

**【疾病保険特約】**

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

**6. 保険金をお支払いできない主な場合**

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

**7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等**

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

**8. 保険料引落し不能の場合（口座振替の方のみ）**

保険料引落口座から保険料を引落しすることができず、引落し不能月の翌月末までに保険料の支払いがない場合、脱退として取扱います。

**9. 保険会社破綻時の取扱い**

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

**10.個人情報の取扱いについて**

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

**【補償重複についての注意事項】**
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### 問い合わせ先　（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店　　信愛トータルサービス株式会社
〒 730-0842 広島市中区舟入中町 9 番 12 号 舟入信愛ビル 3 階　TEL 082-232-1270　営業部
（受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

●引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　広島支店法人第一支社
〒 730-0031 広島市中区紙屋町 1-2-29　　TEL 082-243-6201　FAX 082-542-5597
（受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会そんぽ ADR センター】
電話番号　03-4332-5241（全国共通）　おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前 9 時 15 分～午後 5 時　（土・日・祝日・12/30 ～ 1/4 は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sompo.or.jp/）

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110　（受付時間：24 時間 365 日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、2026 年 12 月 1 日を過ぎても加入者証が届かない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。

お申込み・お問い合わせは下記の取扱代理店まで

**万一、事故が発生した場合などの保険金の請求手続きは、信愛トータルサービス株式会社がお手伝いしますので、ご連絡ください。**


**信愛トータルサービス　株式会社**

〒730-0842　広島市中区舟入中町 9番12号 舟入信愛ビル3階

外線 082-232-1270　内線 86760　担当：営業部


（2026年6月17日作成）SJ26-03105